

公共下水道整備事業 測量実施設計委託特記仕様書

第1章 総則

測量業務の実施に当たっては、「共通仕様書〔業務委託編Ⅰ及びⅡ〕福島県土木部」によるほか、この特記仕様書によるものとする。また、実施設計の実施に当たっては、「公共下水道整備事業 設計委託標準仕様書」によるほか、この特記仕様書によるものとする。

第2章 業務の実施

1. 測量

(1)現地調査の内容、方法等について、事前に監督員の承諾を得ること。

(2)土地の立入又は一時使用等

ア 他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ主旨を説明し、占有者に告げること。

イ 他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示すること。

ウ 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。

エ 立ち木の伐採等を必要とする場合は、監督員と協議し、あらかじめ所有者の了解を得なければならない。

オ 土地使用、原形復旧等に必要な手続及び費用は、受注者の負担とする。

(3)受注者は、本業務で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また本業務で知り得た情報を発注者の指示する目的以外に使用してはならない。受注者はこれら本業務における個人情報保護等の情報セキュリティ対策を確保するものとし、個人情報保護方針に類する規定を定め、必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(4)業務に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

2. 実施設計

(1)業務の実施に当たり必要な事項については、その都度監督員と協議を行うものとする。

(2)受注者は、関係機関との打合せ等に必要な資料等の作成を行うこと。

(3)業務は、管路施設設計実施要領に基づき実施する。

第3章 成果品

1. 測量

図書名	形状	寸法	提出部数
(1)報告書	金文字製本	A 4	1 部
①位置図			
②測量手簿（野帳・測量観測及び計算手簿、点検測量成果、現況構造物調書等）			
③精度管理表			
④土地調書一覧表及び登記事項証明書（土地全部事項証明書）			
⑤打合せ協議録（実施設計と同時委託の場合は設計委託の報告書に添付すること。）			
⑥その他監督員の指示したもの。			

(2)図面一式

測量原図	A 1	1 部
測量図面（J I S 折 白カラーコピー）	A 1	1 部
公図	A 1	1 部

- ・地目を記入
- ・余白に土地所有者一覧表を添付
- ・転写日及び転写者を明記

公図（上記公図の公共用地にのみカラー着色したもの）	A 1	1 部
---------------------------	-----	-----

(3)データ 報告書・図面一式すべて	C D - R	2 部
--------------------	---------	-----

①報告書 それぞれ 2 部

- ・PDF 形式
- ・word もしくは excel 形式

②図面 それぞれ 2 部

- ・形式については、監督員と協議すること。

2. 実施設計

図書名	形状	寸法	提出部数
(1)報告書	金文字製本	A 4	2 部
(2)図面一式	白（カラー）製本	A 3	2 部
(3)データ	報告書、図面一式すべて	C D - R	2 部

①報告書 それぞれ 2 部

- ・PDF 形式
- ・word もしくは excel 形式

②図面 それぞれ 2 部

- ・形式については、監督員と協議すること。

(4)報告書には以下のものを含むものとする。

①位置図 1/10,000

- ②水理計算書
- ③構造計算書（耐震設計計算書を含む）
- ④数量計算書（推進工・マンホールポンプ・付帯工等）
- ⑤設計計画の検討等
- ⑥污水枳設置調査書
- ⑦打合せ記録簿
- ⑧その他収集、調査及び作成した資料

第4章 ウィークリースタンス

本委託は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第5章 遠隔臨場活用工事

1. 本委託は、遠隔臨場活用の対象である。
2. 遠隔臨場の実施にあたっては、「郡山市上下水道局工事等の遠隔臨場に関する要領」（令和5年9月13日制定）に基づき実施するものとする。
3. 受注者は、契約締結後速やかに、遠隔臨場の活用について監督員と協議するとともに、活用の推進に努めること。

第6章 情報共有システム（ASP）利用対象工事

1. 本委託は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム（ASP）利用の対象である。
また、利用にあたっては、「郡山市上下水道局情報共有システムの利用に関する実施要領」に基づき実施するものとする。
2. 受注者は、情報共有システム利用を希望する場合に、受発注者間の協議を行い、利用の有無を決定すること。
3. 情報共有システム利用に係る費用は共通仮設費の率分に含まれる。
費用とはシステムへの登録料及び利用料である。

第7章 その他

この仕様書にない事項、または疑義等生じた場合は、監督員と協議とする。